

(仮称) ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業

## 入札説明書

ふじみ野市

平成24年4月27日



本入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

- 本事業 : 熱回収施設、リサイクルセンター、計量施設、管理・啓発施設及び余熱利用施設の設計、建設及び運営並びに計画敷地内に存在するふじみ野市立老人福祉センター（施設名称「太陽の家」。）の解体・撤去について、民間事業者の創意工夫を活用することにより財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等を期待する「（仮称）ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業」をいう。
- 熱回収施設 : ふじみ野市及び三芳町より発生するもやすごみ、併設するリサイクルセンターからの可燃残さ、容器包装プラスチック類の資源化残さ、容器包装以外のプラスチック類の資源化残さ及び災害廃棄物を受け入れ、処理する施設をいう。
- リサイクルセンター : ふじみ野市及び三芳町より発生する粗大ごみ（可燃性又は不燃性）、もやさないごみ、使い捨てライター、容器包装以外のプラスチック類、かん、ペットボトル、容器包装プラスチック類、びん、古紙類、有害ごみ等の資源ごみを受け入れ、処理を行うとともに、資源物を保管する施設をいう。
- 計量施設 : 熱回収施設及びリサイクルセンターへ搬入されるごみの計量を行う施設をいう。
- 管理・啓発施設 : 施設の管理・運営上の一般事務を行うとともに、来場者に向けた環境啓発を行う施設をいう。
- 余熱利用施設 : 熱回収施設より発生する熱エネルギーを活用した温浴機能を主体とし、子どもから高齢者まで幅広い利用者に対して、「ふれあい・交流・健康増進」の場を提供する施設をいう。
- 老人福祉センター : 計画敷地内にある老人福祉施設（施設名称「太陽の家」。）であり、解体・撤去する施設をいう。
- 本施設 : 熱回収施設、リサイクルセンター、計量施設、管理・啓発施設及び余熱利用施設からなる「（仮称）ふじみ野市・三芳町環境センター」をいう。
- DBO方式 : 設計（Design）、建設（Build）、運営（Operate）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
- SPC : 落札者の構成員が株主として出資設立する本事業の運營業務を目的とする特別目的会社（Special-Purpose-Company）をいう。
- 事業者 : ふじみ野市と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。落札者の構成員及びSPCで構成される。
- 設計企業 : 事業者のうち本施設の設計を行う者をいう。

建設企業	: 事業者のうち本施設の建設を行う者をいう。
運営企業	: 事業者のうち本施設の運営を行う者をいう。
入札参加者	: 本事業の入札に参加する企業もしくは企業グループをいう。
構成員	: 入札参加者を構成する企業をいう。
代表企業	: 入札参加者を代表する企業をいう。S P Cの最大出資者となる。
建設 J V	: ふじみ野市と建設工事請負契約を締結する設計企業と建設企業による共同企業体をいう。なお、設計企業と建設企業が同一企業である場合は設立する必要はない。また、建設 J Vに設計企業を含めないことも認めるが、その場合は当該 J Vは設計業務を設計企業に発注しなければならない。
基本契約	: 事業者の本事業を一括で発注するために、ふじみ野市と事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	: 本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、ふじみ野市と建設 J V等が締結する契約をいう。
運營業務委託契約	: 本事業の運営の実施のために、基本契約に基づき、ふじみ野市と S P Cが締結する契約をいう。
特定事業契約	: 基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の 3 つの契約をまとめた総称をいう。
モニタリング	: 事業者が実施する設計・建設及び運営の実施状況についてのふじみ野市の監視をいう。

## 目 次

第 1	入札説明書の位置付け	1
第 2	事業の概要	2
1	事業名称	2
2	公共施設等の管理者等の名称	2
3	事業の目的	2
4	公共施設等の概要	2
5	事業期間	4
6	事業方式	5
7	事業範囲	5
8	事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	9
9	法令等の遵守	9
第 3	入札参加に関する条件等	10
1	入札参加者の構成等	10
2	入札参加者の資格要件	10
3	入札参加者の構成企業の制限	13
4	参加資格の確認	14
5	S P C の設立に関する要件	14
6	設計額及び予定価格の公表	15
第 4	事業者の選定	16
1	落札者の決定	16
2	契約手続等	17
第 5	入札の手続等	19
1	入札の手続	19
2	入札参加に関する留意事項	23
第 6	提出書類	26
1	参加表明・資格審査申請時の提出書類	26
2	提案書概要版の提出書類	26
3	入札辞退時の提出書類	26
4	入札・提案書提出書類	27
第 7	提出書類作成要領	30
1	一般的事項	30
2	資格審査申請時の提出書類	30
3	提案書概要版	30
4	入札書	30
5	提案書	31

第8	事業実施等に関する事項	32
1	事業実施に関する事項	32
2	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	33
3	本市による事業の実施状況の監視（モニタリング）	33
4	リスク管理の方針	34
5	保険	34
6	事業期間中の事業者と本市の関わり	34
第9	その他	35
1	必要事項等の追加	35
2	情報公開及び情報提供	35
添付資料1	事業者の収入について	36
1	本市が事業者に支払う対価	36
2	本市が事業者に支払う対価の改定方法	38
3	その他の事業者の収入	38
添付資料2	モニタリング実施要領等	39
1	モニタリングの実施要領	39
2	委託料の減額方法	40
3	契約の解除	41
添付資料3	事業スキーム図	42
別紙1	入札説明書等に対する説明会及び現地見学会への参加申込書	43
別紙2	入札説明書等に関する質問	44

## 第1 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、ふじみ野市（以下「本市」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準じて、特定事業として選定した、（仮称）ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者に配布するものである。本事業に係る入札公告による一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

また、以下の文書は、本入札説明書と一体のものである（以下「入札説明書等」という。）。したがって、提案書の作成に当たっては入札説明書等を精読のうえ、遺漏の無いように努めること。なお、入札説明書等と、先に本市が公表した「実施方針」並びに「実施方針に関する質問・意見への回答」との間に異なる点がある場合には、入札説明書等の規定が優先するものとする。

- ・ 要求水準書
- ・ 落札者決定基準
- ・ 様式集
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 基本仮契約書（案）
- ・ 建設工事請負仮契約書（案）
- ・ 運營業務委託仮契約書（案）

本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の3つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」という。

## 第2 事業の概要

### 1 事業名称

(仮称) ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業

### 2 公共施設等の管理者等の名称

ふじみ野市長 高畑 博

### 3 事業の目的

本市及び三芳町では、これまで3ヶ所（5施設）の廃棄物処理施設において、焼却処理、再資源化、最終処分を実施してきた。しかし、焼却処理施設や再資源化施設においては、施設の基幹改良も経て、設置から30年以上が経過しており、施設の老朽化により著しく機能が低下している状況にある。また、これらの施設は、国の方針により、循環型社会形成が求められるなかで、十分なエネルギー回収機能や資源化機能を有していないことから、その機能を補完することが求められた。これを受け、本市及び三芳町では、平成20年3月に、埼玉県が策定した「第2次埼玉県ごみ処理広域化計画」、平成21年に、本市及び三芳町が策定した「ごみ処理広域化基本計画」に基づき、本市及び三芳町が効率的かつ効果的にごみ処理を実施し、循環型社会形成に資する施設として、「(仮称) ふじみ野市・三芳町環境センター」を整備することとした。

以上を背景に、(仮称) ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業は、本市及び三芳町におけるごみ処理を効率的かつ効果的に実施し、これに伴う高効率なエネルギー回収及び資源回収を実現し、循環型社会形成を推進する施設として、熱回収施設、リサイクルセンター、管理・啓発施設、計量施設及び余熱利用施設（以下「本施設」という。）を整備・運営することを目的とする。あわせて、本事業では、施設の整備・運営を民間事業者に、一括かつ長期的に委ねるDBO方式により事業を実施し、民間事業者の創意工夫を発揮による、施設の整備・運営にかかる財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を目的とする。

### 4 公共施設等の概要

#### (1) 名称

(仮称) ふじみ野市・三芳町環境センター

#### (2) 建設予定地の概要

項目	概要
建設予定地所在地	埼玉県ふじみ野市駒林字北伊佐島1093-3外
整備対象区域面積	約3.54ha



(3) 土地の使用等に関する事項

本市は、施設の整備期間中、本事業の用に供するため、事業者により本市が有する土地を無償で貸与する。

(4) 計画施設の概要

ア 新設する施設

施設名	内容
熱回収施設	<p>(1) 対象廃棄物 本市及び三芳町から発生する、もやすごみ、併設するリサイクルセンターからの可燃残さ、容器包装プラスチック類の資源化残さ、容器包装以外のプラスチック類の資源化残さ</p> <p>(2) 炉形式 全連続式ストーカ炉</p> <p>(3) 処理能力 71 t × 2 炉 = 142 t/日 (うち災害廃棄物(災害に伴い発生する木くずや粗大ごみ(可燃性、不燃性))の処理として10.5 t/日を見込む。)</p> <p>(4) その他 高効率ごみ発電施設の要件を満たすこと。</p>
リサイクルセンター	<p>(1) 破砕・選別系列 ア 対象廃棄物 【破砕・選別対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市及び三芳町から発生する、粗大ごみ(可燃性又は不燃性)、もやさないごみ、使い捨てライター</li> <li>・ 本市及び三芳町から発生する、容器包装以外のプラスチック類</li> </ul> <p>【資源物選別対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市及び三芳町から発生する、かん</li> </ul> <p>イ 処理能力 21.0 t/日(5h)</p> <p>※内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 粗大ごみ(可燃性又は不燃性)、もやさないごみ類 18.0 t/日(5h)</li> <li>・ 容器包装以外のプラスチック類 2.0 t/日(5h)</li> <li>・ かん 1.0 t/日(5h)</li> </ul> <p>(2) 積替系列 ア 対象廃棄物 本市及び三芳町から発生する、ペットボトル、容器包装プラスチック類 イ 処理能力</p>

施設名	内容
	<p>12.6 t / 日</p> <p>(3) 保管系列</p> <p>ア 対象廃棄物</p> <p>【直接保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市及び三芳町から発生する、有害ごみ（乾電池、蛍光管、かがみ、体温計など）、びん、古紙類</li> </ul> <p>【処理後保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>粗大ごみ・もやさないごみ処理系列から発生する可燃物、不燃物、鉄類、アルミ類</li> <li>容器包装以外のプラスチック類処理系列から発生する破砕物</li> <li>かん処理系列から回収される圧縮・成形かん</li> </ul> <p>イ 処理能力</p> <p>7.9 t / 日</p>
計量施設	本施設への搬入ごみ及び搬出物（焼却主灰、焼却飛灰、資源物、処理不適物及び薬剤等）の計量を行う施設
管理・啓発施設	施設の管理・運営上の一般事務を行う施設及び来場者に向けた環境啓発を行う施設
余熱利用施設 <sup>1)</sup>	熱回収施設から発生する熱エネルギーを活用した温浴機能を主体とし、子どもから高齢者まで幅広い利用者に対して、「ふれあい・交流・健康増進」の場を提供する施設

#### イ 解体撤去する施設

施設名	内容
老人福祉センター	<p>(1) 建築構造 R C 造</p> <p>(2) 基礎構造 P C 杭、コンクリート造</p> <p>(3) 施設階数 地上2階、地下1階</p> <p>(4) 敷地面積 2,994 m<sup>2</sup></p> <p>(5) 建築面積 1,060 m<sup>2</sup></p> <p>(6) 延床面積 1,521 m<sup>2</sup></p>

## 5 事業期間

### (1) 特定事業契約の締結

平成25年3月

### (2) 施設整備期間

ア 熱回収施設、リサイクルセンター、計量施設及び管理・啓発施設の設計・建設期間

平成25年4月から平成28年3月までの3年間

<sup>1)</sup> 余熱利用施設について、本市は、基本的には既存の老人福祉センターが有する温浴機能及び交流機能等を代替する施設という位置づけではあるが、余熱利用施設は、年齢・性別問わず多くの人々が利用する施設として整備する観点から、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設として位置づけるものではない。



- (ア) 本施設の設計
- (イ) 測量、地質等の本市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- (ウ) 本市の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- (エ) 住民説明会等の支援（説明会資料の作成支援を含む）
- (オ) 本市が行う許認可申請支援等
- (カ) その他関連業務

#### イ 建設業務

- (ア) 本施設の建設
- (イ) 造成工事
- (ウ) 付替道路の工事（市道574号）
- (エ) 井水管工事
- (オ) 防災調整池工事
- (カ) 外構工事（駐車場、構内道路、イベントスペース、植栽、屋外便所、門、囲障等）
- (キ) その他関連業務（建設工事に係る許認可申請等）

#### ウ 運營業務

- (ア) 受付管理業務
- (イ) 運転管理業務
- (ウ) 維持管理業務（管理・啓発施設の補修業務等を含む）
- (エ) 環境管理業務
- (オ) 情報管理業務
- (カ) 余熱利用施設の管理・運營業務（余熱利用施設への送迎バスの運行を含む）
- (キ) 本施設の見学者対応（行政視察以外）
- (ク) その他関連業務（運營業務に係る許認可申請（関連機関との協議を含む）等）

#### エ 解体・撤去業務

- (ア) 老人福祉センターの解体・撤去
- (イ) その他関連業務（解体・撤去工事に伴う調査等）

なお、本市は、余熱利用施設を地方自治法第244条の規定による公の施設とし、SPCを地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として指定する予定である。

#### (2) 本市が行う業務

本市が行う業務の範囲は次のとおりとする。

##### ア 設計・建設に関する業務

- (ア) 用地の確保
- (イ) 住民同意の取得、住民対応（本市が行うべきもの）
- (ウ) 生活環境影響調査
- (エ) 本施設の交付金申請手続
- (オ) 施設設置届等の許認可申請
- (カ) 設計・施工監理
- (キ) その他これらを実施する上で必要な業務

#### イ 運営に関する業務

- (ア) 住民対応（本市が行うべきもの）
- (イ) 運営モニタリング
- (ウ) 本施設への一般廃棄物の搬入
- (エ) 焼却主灰及び焼却飛灰の運搬、資源化並びに不燃残さ、搬入禁止物及び処理不適物の運搬、処分
- (オ) 資源化物の運搬、資源化
- (カ) 本施設の見学者対応
- (キ) 管理・啓発施設の運営
- (ク) その他これらを実施する上で必要な業務

#### ウ 老人福祉センターの解体・撤去に関する業務

- (ア) 住民対応（本市が行うべきもの）
- (イ) 解体工事監理
- (ウ) 許認可申請手続
- (エ) その他これらを実施する上で必要な業務

### (3) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下の対価から構成される。

#### ア 本施設の整備及び老人福祉センターの解体・撤去に係る対価

本市は、本施設の設計業務及び建設業務（付替道路の工事及び井水管工事を含む）並びに老人福祉センターの解体・撤去業務に係る対価について、施設整備費として建設 J V 等に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

#### イ 熱回収施設及びリサイクルセンターの運營業務に係る対価

本市は、熱回収施設及びリサイクルセンターの運營業務に係る対価を、委託料として運営期間にわたって S P C に支払う。委託料は、平成 28 年度第 1 四半期分（平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 6 月末日）を初回、平成 28 年度第 2 四半期分（平成 28 年 7 月 1 日

～平成28年9月末日)を第2回として、以後年4回、平成42年度第4四半期分(平成43年1月1日～平成43年3月末日)までの計80回支払われるものとする。委託料は、一定範囲の物価変動があった場合に、年に1回改定することができるものとする。

なお、委託料は、固定費と変動費(廃棄物搬入量に応じて変動)で構成されるものとする。

#### ウ 余熱利用施設の運營業務に係る対価

本市は、余熱利用施設の運營業務に係る対価を、委託料として運営期間にわたってSPCに支払う。委託料は、事業者が提案した供用開始日に該当する四半期を初回とし、平成42年度第4四半期分(平成43年1月1日～平成43年3月末日)まで支払われるものとする。委託料は、一定範囲の物価変動があった場合に、年に1回改定することができるものとする。

なお、委託料は固定費で構成されるほか、本市は別途減免補填額を事業者に支払うものとする。また、施設の利用料金については、事業者の収入とする。

事業者の収入の具体的な内容を、添付資料1に示す。

#### (4) 売電収入の扱い

熱回収施設で発生する熱エネルギーについては、本施設内で有効利用を図るものとする。発電による電力は、まず施設内で使用し、余剰の電力については電気事業者へ売電する。

なお、売電収入は全て本市に帰属するものとする。

#### (5) 本市が適用を予定している交付金について

本市は本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続きは本市において行うが、事業者は申請手続きに必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

## 8 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集および選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式により行う。

本事業における事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

平成24年4月27日（金）	入札公告、入札説明書等の公表
平成24年5月15日（火）	入札説明書等に対する説明会及び現地見学会
平成24年5月28日（月） ～平成24年6月1日（金）	入札説明書等に関する第一回質問受付
平成24年6月22日（金）	入札説明書等に関する第一回質問回答の公表
平成24年7月2日（月）	参加表明書、資格審査申請書類受付
平成24年7月9日（月）	資格審査結果の通知
平成24年7月17日（火）	提案書概要版の提出
平成24年7月25日（水）、 26日（水）	提案書概要版に関するヒアリングの実施
平成24年8月1日（水）～ 平成24年8月7日（火）	入札説明書等に関する第二回質問受付
平成24年8月27日（月）	入札説明書等に関する第二回質問回答の公表
平成24年10月1日（月）	入札及び提案書の受付
平成24年12月中旬	落札者の決定及び公表
平成24年12月下旬	基本協定締結
平成25年1月下旬	仮契約締結
平成25年2月上旬	客観的評価の公表
平成25年3月上旬	特定事業契約締結

## 9 法令等の遵守

本市及び事業者は本事業を実施するに当たり、PFI法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

### 第3 入札参加に関する条件等

#### 1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

(1) 入札参加者は、設計企業、建設企業及び本施設の運営を行う者（以下「運営企業」という。）を含む企業グループ（ある企業が複数の役割を兼任することは可能である。）により構成されるものとする。入札参加者を構成する企業数の上限は任意とする。入札参加者は、入札参加者を代表し、本市との交渉窓口となる企業1社を「代表企業」として定める。

なお、入札参加者は、参加表明時に企業名を表明する必要がある。

(2) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、代表企業以外の構成員について、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行う。

(3) 入札参加者の構成員（参加表明書提出以降、本市がやむを得ない事情と認めた場合に入札参加者から脱退した構成員を含む）は、他の入札参加者の構成員及び事業者から直接の工事請負者又は業務受託者になることはできない。

#### 2 入札参加者の資格要件

入札参加者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。

(1) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(2) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

(3) 構成員の役割に応じて、本市の競争入札の参加資格を有していること（平成23・24年度ふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること）。

役割別の入札参加資格は、次のとおりとする。

主たる業務を行う企業	登録業種
設計企業	建設コンサルタント又は建築関連コンサルタント
建設企業（建屋）	建築工事業
建設企業（プラント）	清掃施設工事業
運営企業	清掃施設工事業又は一般業務
その他企業	役割に合致したものであること

なお、本市の競争入札の参加資格を有していない者で、本入札に参加を希望する者にあつては、次のとおり、本入札に限り有効な入札参加資格審査を受けることができ、本入札に参



加させることが適当であると認められた者にあつては、当該資格を有している者として取り扱う。

ア 受付期間

平成24年5月23日（水）から平成24年5月25日（金）まで

イ 手続方法

本審査は、本市が独自に行うものであるため、埼玉県電子入札共同システムは使用しない。手続きの詳細は、本市の公式Webサイトにおいて示す。

<http://www.city.fujimino.saitama.jp/life/environmen/dust/koiki/jigyo.html>

(4) 設計を行う者の要件

設計企業は、次のアからエの要件を全て満たしていること。

なお、複数の企業が設計企業となる場合は、当該複数の企業で次のアからエの要件を全て満たすものとし、各々の企業は次のアからエのいずれかの要件を満たしていること。

ア 建屋の設計を実施する企業にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 熱回収施設のプラントの設計を実施する企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の要件を全て満たしたストーカ方式の設計実績を1件以上有すること。

(ア) 平成12年4月以降に竣工した、全連続式ストーカ炉100t/日以上（50t/日以上×2炉）に関する設計実績

(イ) 1炉1系列当たり90日連続安定稼働の実績

(ウ) ボイラータービン式の発電設備付きかつ2炉以上構成の設計実績

ウ リサイクルセンターのプラントの設計を実施する企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、破碎設備、磁力選別設備及びアルミ選別設備を有した施設の設計実績を1件以上有すること。

エ 余熱利用施設の設計を実施する企業にあつては、平成13年4月以降に、元請けとして、延床面積1,600㎡以上の公衆浴場（公衆浴場法第1条第1項で規定するもののうち、主に利用者の健康増進を目的としたものであること。）の新築の実設計実績を1件以上有すること。

なお、スポーツ施設等に併設されるものについては、当該施設全体の延床面積が1,600㎡以上であれば実績として認める。

(5) 建設を行う者の要件

建設企業は、次のアからエの要件を全て満たしていること。

なお、複数の企業が建設企業となる場合は、当該複数の企業で次のアからエの要件を全て満たすものとし、各々の企業は次のアからエのいずれかの要件を満たしていること。

ア 建屋の建設を実施する企業にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受け、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出日において1,400点以上であること。

イ 熱回収施設のプラントの建設を実施する企業にあつては、建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受け、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出日において991点以上であること。さらに、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について以下の要件を全て満たしたストーカ方式の建設実績を1件以上有すること。

(ア) 平成12年4月以降に竣工した全連続式ストーカ炉100t/日以上（50t/日以上×2炉）に関する建設実績

(イ) 1炉1系列当たり90日連続安定稼働の実績

(ウ) ボイラータービン式の発電設備付きかつ2炉以上構成の建設実績

ウ リサイクルセンターのプラントの建設を実施する企業にあつては、建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受け、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出日において991点以上であること。さらに、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、破碎設備、磁力選別設備及びアルミ選別設備を有した施設の建設実績を1件以上有すること。

エ 余熱利用施設の建設を実施する企業にあつては、建設業法第3条第1項の規定による建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出日において1,400点以上であること。

(6) 運営企業のうち、熱回収施設及びリサイクルセンターの運営を行う者の要件

運営企業のうち、熱回収施設及びリサイクルセンターの運営を行う企業は、次のアからウの要件を全て満たしていること。

なお、複数の企業が運営企業となる場合は、当該複数の企業で次のアからウの要件を全て満たすものとし、各々の企業は次のアとイ、又はアとウの要件を満たしていること。

ア 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執

行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

イ 熱回収施設のプラントの運営を実施する企業にあつては、以下の要件を満たすこと。

(ア) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、全連続式ストーカ炉の運転実績を1件以上有すること。

(イ) 廃棄物処理施設技術管理者と成りえる資格を有し、一般廃棄物を対象とした焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を、本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。

なお、現場総括責任者を変更する場合は、本条件を有することを示したうえで本市の承諾を受けること。

ウ リサイクルセンターのプラントの運営を実施する企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、破碎設備、磁力選別設備、アルミ選別設備を有した施設の運転実績を1件以上有すること。

(7) 運営企業のうち、本施設の余熱利用施設の運営を行う者の要件

運営企業のうち、本施設の余熱利用施設の運営を行う者は、平成13年4月以降に、公衆浴場（公衆浴場法第1条第1項で規定するもののうち、主に利用者の健康増進を目的としたものであること。）について1年以上の運営実績を有していること。

### 3 入札参加者の構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

(2) ふじみ野市の契約に係る入札参加停止等措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に基づく入札参加停止の措置を受けている者。

(3) 法人でない者。

(4) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。

(5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がある者。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者。
- (7) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。
- (8) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）について未納がある者。また、参加表明書の提出日直前1年分の法人市民税（ふじみ野市内に営業所を有する場合等に限る。）について未納がある者。
- (9) 監督官庁の営業停止処分を受けている者。
- (10) ふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）に基づく入札参加除外の措置を受けている者。
- (11) 次に示す者と資本金及び人事面において関連がある者。
- ア 本市が設置する「広域ごみ処理施設整備・運営事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の委員及び委員が属する企業
- イ アドバイザリー業務委託受託者  
パシフィックコンサルタンツ株式会社
- ※「資本金において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

#### 4 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、入札参加者の構成員が上記要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

#### 5 S P Cの設立に関する要件

- (1) 落札者は、仮契約締結までにS P Cをふじみ野市内に設立すること。
- (2) 落札者の全ての構成員は、S P Cに対して出資を行うものとし、それ以外による出資は認

めない。また、代表企業が所有する議決権割合は、出資者間で最大となるものとする。なお、出資金額の合計は2億円以上とし、運営期間中これを維持するものとする。SPC設立から供用開始までの出資金額は任意とする。

(3) 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

## 6 設計額及び予定価格の公表

本市は、本事業に係る費用を、20,159,398,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）と設計・積算し、予定価格を次のとおり公表する。

予定価格 20,159,398,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

なお、予定価格を構成する運営費は、10,675,004,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）であり、入札参加者は、予定価格及び運営費の上限の範囲内で提案すること。

## 第4 事業者の選定

### 1 落札者の決定

#### (1) 落札者の決定方法

本事業は、設計・建設段階から運営段階の各業務を通じて、事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものである。したがって、落札者の決定方法については、入札価格のほか、設計、建設及び運営等の提案内容並びに本市の要求水準との適合性並びに資金計画及びリスク分担を含む事業計画の妥当性、確実性等の各面から総合的に評価する方式を採用する。

本市は、予定価格及び運営費の制限の範囲内で、入札説明書等で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から、上記の方法をもって落札者を決定する。

#### (2) 低入札価格調査基準価格

設定する。

#### (3) 最低制限価格

設定しない。

#### (4) 提案書の審査

入札参加者から提出された提案書は、審査委員会において、落札者決定基準に基づき審査を行い、最優秀提案者を選定する。審査委員会は、次の6名の委員で構成される。

委員長	根本 祐二	(東洋大学経済学部教授)
副委員長	荒井 喜久雄	(社団法人全国都市清掃会議技術部長)
委員	曾根 陽子	(前日本大学生産工学部教授)
委員	横田 勇	(静岡県立大学名誉教授)
委員	渋谷 弘次	(ふじみ野市総務部長)
委員	永瀬 牧夫	(三芳町財務課長)

なお、本事業の落札者決定までの間に、事業者選定に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、審査委員会委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出することにより、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

#### (5) 落札者の決定

本市は、審査委員会による最優秀提案者の選定結果を踏まえて、落札者を決定する。

(6) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、本市の公式 Web サイトにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

なお、P F I 法第 8 条に規定する客観的評価については、落札者との基本協定締結後に公表する。

(7) 落札者を決定しない場合

本市は、事業者の募集、評価及び落札者の選定において、入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断した場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

## 2 契約手続等

(1) 基本協定の締結

落札者と本市は、速やかに契約の締結に関して、基本協定書（案）について合意し基本協定を締結するとともに、基本仮契約書（案）、建設工事請負仮契約書（案）及び運營業務委託仮契約書（案）に基づき契約手続を行う。

(2) S P C の設立

落札者は、仮契約締結までに、前記第 3 - 5 に規定する S P C を設立すること。

(3) 契約の締結

本市は、落札者と基本契約、建設 J V 等と建設工事請負契約、S P C と運營業務委託契約についての各々の仮契約を締結する。

これら仮契約は、本市議会の議決等を得ることにより各々正式の本契約となる。

なお、この議会において、本事業に関する公の施設の設置条例の制定及び指定管理者の指定に関する議案を併せて提出することを予定している。

(4) 契約を締結しない場合

落札者決定日の翌日から特定事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合、本市は落札者と特定事業契約を締結しない場合がある。この場合において、本市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

落札者と特定事業契約を締結しない場合、本市は、審査委員会での総合評価値の高い者から順に、契約交渉を行う場合がある。

(5) 費用の負担

契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(6) 契約保証金

ア 設計・建設期間における保証

建設JV等は、契約保証金納付期間内に契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）の契約保証金を納付すること。

ただし、ふじみ野市契約規則（平成17年ふじみ野市規則第60号）第22条の規定に該当する場合は、免除とする。

イ 運営期間における保証

SPCは、各事業年度の開始日までに年間委託料の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）の契約保証金を納付すること。

ただし、ふじみ野市契約規則第22条の規定に該当する場合は、免除とする。



## 第5 入札の手続等

### 1 入札の手続

#### (1) 入札公告（入札説明書等の公表）

本市は、平成24年4月27日に入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集及び特定事業契約書（案）を本市の公式 Web サイトにおいて公表する。

#### (2) 入札説明書等に対する説明会及び現地見学会

入札説明書等に対する説明会及び現地見学会を次のとおり開催する。なお、説明会及び現地見学会において、入札説明書等の配布は行わないので、参加者各自で用意すること。

##### ア 説明会

(ア) 日時：平成24年5月15日（火）午前10時から正午まで

(イ) 場所：ふじみ野市役所本庁舎5階大会議室

##### イ 現地見学会（老人福祉センターの見学含む）

(ア) 日時：平成24年5月15日（火）午後2時から午後3時まで

(イ) 場所：埼玉県ふじみ野市駒林字北伊佐島1093-3外（現地）

※午後2時に現地集合すること。原則として雨天決行

説明会及び現地見学会の参加者は、別紙1（Microsoft Excel 形式）に記入の上、平成24年5月11日（金）午後5時までに、電子メールに記入済みの同様式のファイルを添付し、ふじみ野市市民生活部広域ごみ処理施設建設室に送信して提出することとする。

なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

○Eメール：koikigomi@city.fujimino.saitama.jp

○電話番号：049-262-9027

その他、建設用地平面図（CAD データ）の配布を希望する者は、現地見学会の参加申込時に、その旨を電子メールにて伝えること。

#### (3) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

##### ア 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、別紙2（Microsoft Excel 形式）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより本市に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。

なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

#### イ 受付期間

- (ア) 第1回：平成24年5月28日（月）から6月1日（金）午後5時まで
- (イ) 第2回：平成24年8月1日（水）から8月7日（火）午後5時まで

なお、第2回の質問については、下記(6)の参加資格確認を受けた入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができるものとする。

#### (4) 入札説明書等に関する質問への回答書の公表

入札説明書等に関する第1回質問への回答は平成24年6月22日（金）より、また、第2回質問への回答は平成24年8月27日（月）より、本市の公式 Web サイトにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

#### (5) 参加表明書及び資格審査申請書類の提出

本入札に参加を希望する者は、次により参加表明書及び資格審査申請書類の提出を行うこと。提出日に資格審査申請書等を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

参加表明書及び参加資格申請書類を確認後、本市は受領書を発行する。

#### ア 提出書類

後記「第6 提出書類」に示すとおりとする。

#### イ 提出方法

持参による。

#### ウ 提出場所

下記(15)に同じ。

#### エ 提出日

平成24年7月2日（月）午前9時から午後5時までの間の市が指定する時間

※参加表明書及び資格審査申請書類の提出を行う者は、平成24年6月29日（金）午後3時まで、提出する旨を本市へ電話にて連絡すること（連絡は代表企業代表者又は復代理人が行うこと）。本市は、同日午後5時までに、連絡のあった者に受付時間を通知する。

#### (6) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、資格審査申請を行った入札参加者の代表企業に対して、平成24年

7月9日（月）までに書面にて通知する。この際、提案者番号等を併せて通知するので、提案書の作成に用いること。

なお、参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない。

(7) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格確認結果の通知により、参加資格がないと認められた入札参加者は、本市に対して参加資格がないと認めた理由について、次のとおり、書面（様式自由。ただし代表企業の代表者印を要する。）を提出することにより、説明を求めることができる。

本市は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加者の代表企業に対して、平成24年7月20日（金）までに書面により回答する。

ア 提出期限

平成24年7月13日（金）午後5時まで

イ 提出方法

持参による。

ウ 提出場所

下記(15)に同じ。

(8) 提案書概要版の提出

参加資格確認結果の通知により、参加資格が認められた入札参加者に対して、本市は、本事業に関する理解度を確認する観点から、提案書概要版の提出を求める。提案書概要版は次のとおり受け付ける。

提出書類を確認後、本市は受領書を発行する。

ア 提出書類

後記「第6 提出書類」に示すとおりとする。

イ 提出方法

持参による。

ウ 提出場所

下記(15)に同じ。

エ 提出日

平成24年7月17日（火）午前9時から午後5時までの間の市が指定する時間

※提案書概要版の提出を行う者は、平成24年7月13日（金）午後3時までに、提出

する旨を本市へ電話にて連絡すること（連絡は代表企業代表者又は復代理人が行うこと）。本市は、同日午後5時までに、連絡のあった者に受付時間を通知する。

(9) 提案書概要版に関するヒアリングの実施

本市は、平成24年7月25日（水）又は26日（木）のうち本市が指定する日に、提出された提案書概要版をもとに入札参加者に対するヒアリングを実施する。時間、場所については、追って通知する。

(10) 入札の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が、入札を辞退する場合は、入札書類提出日までに、入札辞退届（様式第6号）を提出すること。

なお、入札を辞退した場合に、今後、本市の行う業務において、不利益な取扱いをされることはない。

(11) 参加資格確認日以降の取扱い

前記第3-4を参照すること。

(12) 提案書の提出

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、後記「第6 提出書類」に示す入札提出書類（提案書）を次のとおり提出すること。提出は、代表企業が行うこと。

なお、代理人が提出する場合は委任状（入札）（様式第10号）を、当日持参すること。

提出書類を確認後、本市は受領書を発行する。

ア 提出日

平成24年10月1日（月）午前9時から午後5時までの間の市が指定する時間

※提案書の提出を行う者は、平成24年9月28日（金）午後3時までに、提出する旨を本市へ電話にて連絡すること（連絡は代表企業代表者又は復代理人が行うこと）。

本市は、同日午後5時までに、連絡のあった者に受付時間を通知する。

イ 提出方法

持参による。

ウ 提出先

下記(15)に同じ。

エ 提出書類

後記「第6 提出書類」に示すとおりとする。

(13) 提案書に関するヒアリングの実施

本市は、平成24年12月中旬に、提案内容の確認のためにヒアリングを実施する場合があります。時間及び場所については、追って通知する。

(14) 開札

開札は、入札参加者又はその代理人の立会いの上で行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせるものとする。

なお、代理人が開札に立会う場合は、委任状（開札）（様式第11号）を、当日持参すること。

ア 日時

平成24年12月中旬

※時間については追って通知する。

イ 場所

埼玉県ふじみ野市上福岡1-1-1

ふじみ野市役所内

(15) 本事業を担当する課

〒356-8501

埼玉県ふじみ野市上福岡1-1-1

ふじみ野市 市民生活部 広域ごみ処理施設建設室

電話 049-262-9027

FAX 049-263-6111

E-mail koikigomi@city.fujimino.saitama.jp

本市の公式Webサイト

<http://www.city.fujimino.saitama.jp/life/environmen/dust/koiki/jigyo.html>

## 2 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触することのないように留意すること。また、入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、ふじみ野市契約規則その他関係法令を遵守すること。

(2) 入札書類の書換え等の禁止

入札参加者は、提出日以降における入札書及び入札書類の差し換え及び再提出をすることができない。

(3) 入札の延期等

- ア 公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことがある。
- イ 入札参加者が1者であった場合であっても、落札者決定基準に基づき審査を行う。

(4) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札説明書に示した参加資格のない者のした入札
- イ 資格審査申請書並びに入札書類等に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ ふじみ野市契約規則第14条において無効と定める入札

(5) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(6) 使用言語、単位及び通貨

入札に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 入札書類の取り扱い

ア 著作権

入札書類の著作権は入札参加者に帰属する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

ウ 入札書類の使用等

提出された入札書類は、民間事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない。公表、展示、その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、本市はこれを無償で使用することができるものとする。

なお、提出された入札書類は返却しない。

(8) 本市の提供する資料の取り扱い

入札参加者（入札までに辞退したものを含む）は、本市が提供する資料を、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札保証金

入札保証金は、ふじみ野市契約規則の特例を定める規則（平成24年ふじみ野市規則第46号）第2条の規定に基づき免除する。

## 第6 提出書類

### 1 参加表明・資格審査申請時の提出書類

参加表明及び資格審査申請時は、次の提出書類をまとめて1部提出すること。

- (1) 参加表明書 (様式第1号)
- (2) 構成員一覧表 (様式第2号)
- (3) 委任状 (代表企業) (様式第3号)
- (4) 委任状 (復代理人) (様式第4号)
- (5) 参加資格申請書 (様式第5号)
- (6) 添付書類

ア 会社概要 (各構成員) 1部

イ 連結決算の貸借対照表 (各構成員の直近3年) 1部

ウ 連結決算の損益計算書 (各構成員の直近3年) 1部

エ 納税証明書 (法人税、消費税、地方消費税及び法人市民税) 1部

※エの発行日は、入札公告日から参加資格審査申請書類の提出日までのものとする。

なお、ふじみ野市内に営業所を有しない場合は、法人市民税に係る納税証明書は不要。

### 2 提案書概要版の提出書類

提案書概要版の内容は次のとおりとし、正本1部、副本15部を提出すること。

なお、様式は任意とする。

- (1) 工事工程表 A3版1枚以内
- (2) 施設配置図 A3版1枚以内
- (3) 車両動線図 (車両、見学者) A3版1枚以内
- (4) 見学者動線図 (工場棟及び管理・啓発施設内) A3版1枚以内
- (5) 熱回収施設、リサイクルセンター関係図面
  - ア 施設平面図 A3版2枚 (1階、2階のみ)
  - イ 立面図 (東西南北) A3版4枚以内
  - ウ 機器配置断面図 A3版2枚以内
- (6) 管理・啓発施設、余熱利用施設の主要諸室表 A3版2枚以内  
計画室名、面積、設置階、用途について、表形式にて記載すること。

### 3 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を1部提出すること。

入札辞退届 (様式第6号)



#### 4 入札・提案書提出書類

入札書及び提案書提出時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類		部数
入札書類		1部
提案書	事業全体の基本的内容に関する提案書	各25部 (正本1部、副本24部)
	設計・建設業務に関する提案書	
	運営業務に関する提案書	
	事業計画に関する提案書	
設計図書		25部 (正本1部、副本24部)
設計仕様書		25部 (正本1部、副本24部)
提案書の電子データ		CD-R で2部

##### (1) 入札書類

- ア 入札書類提出書 (様式第7号)
- イ 入札書 (様式第8号)
- ウ 施設整備費内訳書 (様式第9号)
- エ 要求水準に関する確認書 (様式第12号)

##### (2) 事業全体の基本的内容に関する提案書

- ア 本事業の基本的な考え方 (様式第13-1号)
- イ 本事業の実施体制 (様式第13-2号)

##### (3) 設計・建設業務に関する提案書

- ア プラント設計 (様式第14-1号)
- イ 建築設計 (様式第14-2号)
- ウ 景観・配置計画 (様式第14-3号)
- エ 環境啓発・来場者対応 (様式第14-4号)
- オ 環境負荷の低減 (様式第14-5号)
- カ 災害対策 (様式第14-6号)
- キ 高効率ごみ発電 (様式第14-7号)
- ク 施工計画 (様式第14-8号)

##### (4) 運営業務に関する提案書

- ア 運転管理 (様式第15-1号)

- イ 維持管理 (様式第 15-2 号)
- ウ 環境管理 (様式第 15-3 号)
- エ 余熱利用施設の管理・運営 (様式第 15-4 号)
- オ ふじみ野市との協働 (様式第 15-5 号)
- カ 委託料内訳等 (様式第 15-6 号)

(5) 事業計画に関する提案書

- ア 長期収支の安定性 (様式第 16-1 号)
- イ リスク管理 (様式第 16-2 号)
- ウ 地域や社会への貢献 (様式第 16-3 号)
- エ 長期収支計画等 (様式第 16-4 号)

(6) 設計図書

- ア 全体配置図 (外構類を含む)
- イ 動線計画図 (車両、作業員、見学者)
- ウ 見学者動線計画図 (熱回収施設、リサイクルセンター、管理・啓発施設内)
- エ 建築一般図 (各階平面図、立面図、断面図)  
(熱回収施設、リサイクルセンター、管理・啓発施設、余熱利用施設)
- オ 建築仕上図  
(熱回収施設、リサイクルセンター、管理・啓発施設、余熱利用施設)
- カ 各階機器配置平面図
- キ 機器配置断面図
- ク フローシート
  - ・ごみ、排ガス、焼却残さ (主灰、飛灰)
  - ・上水、井水、再利用水
  - ・排水 (プラント排水、生活排水)
  - ・ボイラ給水、蒸気、復水
  - ・余熱利用
- ケ 年間稼動計画表 (熱回収施設、リサイクルセンター、余熱利用施設)
- コ 計算書
  - ・物質収支 (ごみ質・炉ごと時間当たり処理量に対応した値とする。)
  - ・熱収支計算書 (ごみ質・炉ごと時間当たり処理量に対応した値とする。)
  - ・用役収支計算書 (ごみ質・炉ごと時間当たり処理量に対応した値とする。)

- ・電力収支計算書（ごみ質・炉ごと時間当たり処理量に対応した値とする。）
- サ 鳥瞰図（方位を任意記載すること）
- シ 工事工程表
- ス 運転人員調書（熱回収施設、リサイクルセンター、余熱利用施設）

(7) 設計仕様書

参加資格を確認した者に対し配布する様式に、必要事項を記載すること。指定様式は、提案書概要版に関するヒアリングの実施後に配布する。

## 第7 提出書類作成要領

### 1 一般的事項

各提出書類を作成するに当たっては、特に本市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨単位は円、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時を使用することとする。また、原則として横書きで記述すること。
- (2) 本事業の範囲である「施設の設計・建設に関する業務」及び「施設の運営に関する業務」については、要求水準書に従い、提案書類を作成すること。
- (3) 事業計画の提案に関しては、実施方針及び入札説明書等で示したリスクの分担方針との齟齬がないこと。また、本施設の設計・建設及び運営に関する対価については、添付資料1を参照すること。
- (4) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

### 2 資格審査申請時の提出書類

資格審査申請時の提出書類を作成するに当たっては、特に本市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

参加表明書を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4判・縦・左綴じとして1部提出すること。

### 3 提案書概要版

提案書概要版については、各ページの下に通し番号を振り、A3横長左ホッチキスで綴じ、正本1部、副本15部及び内容を記録したデータ（CD-R等）2部（使用ソフト：Microsoft「Word」及び「Excel」（Windows対応））を提出すること。

### 4 入札書

入札書を作成するに当たっては、特に本市の指示がない限り、次の項目に留意すること。

- (1) 入札書（様式第8号）及び施設整備費内訳書（様式第9号）は、封筒に入れ、密封して提出すること。
- (2) 入札書及び施設整備費内訳書の記入要領並びに封筒の表書き等については、様式集を参照すること。

## 5 提案書

提案書を作成するに当たっては、特に本市の指示がない限り、次の項目に留意すること。

- (1) 提案書のうち、事業全体の基本的内容に関する提案書、設計・建設業務に関する提案書、運営業務に関する提案書及び事業計画に関する提案書については、様式第 13 号～様式第 16 号の順に、各ページの下に通し番号を振り、A4 縦長左ホッチキスで綴じ、正本 1 部、副本 24 部を提出すること。なお、提案書は、各様式に定める提案記入枠内に、特に指定のない限り文字サイズ 10.5 ポイントにて作成すること。
- (2) 提案書のうち、設計図書については、A3 判で作成し、前記の順に横長左ホッチキスで綴じ、正本 1 部、副本 24 部を提出すること。
- (3) 提案書については、内容を記録したデータ（CD-R 等）2 部（使用ソフト：Microsoft「Word」及び「Excel」（Windows 対応））を提出すること。
- (4) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (5) ロゴマークの使用を含めて、構成員名がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本 1 部については、表紙及び表紙以外の各様式においては構成員名を明らかにすること。
- (6) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

## 第8 事業実施等に関する事項

### 1 事業実施に関する事項

#### (1) 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約に定める具体的措置に従うものとする。

また、特定事業契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

#### (2) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

##### ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告等の措置を行い、一定の期間を与えて事業者による改善の実施を求めるものとする。事業者が当該期間内に改善をすることができない場合は、本市は、特定事業契約に定める手続きに基づき特定事業契約を解除することができる。

(イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、特定事業契約に定める手続きに基づき特定事業契約を解除することができる。

(ウ) (ア)又は(イ)により本市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

##### イ 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約に定める手続きに基づき特定事業契約を解除することができる。

(イ) (ア)の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

#### (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面による通知をすることにより、本市及び事業者は、特定事業契約を解除することができる。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

## 2 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業における法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおりである。

(1) 法制上及び税制上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

(3) その他

本市は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

## 3 本市による事業の実施状況の監視（モニタリング）

(1) モニタリングの実施

本市は、事業者が実施する施設の設計、建設及び運営の実施状況について、モニタリングを行い、特定事業契約で定められた性能基準、サービス水準を事業者が遵守していることを確認する。

なお、モニタリングに必要な費用うち本市の人件費等については、原則として本市が負担するものとし、事業者はモニタリングに必要な全ての準備（書類の作成、報告、打合せへの出席等を含む）について事業者の負担において協力を行うものとする。

(2) モニタリングの基本的な考え方

モニタリングの実施時期と内容についての基本的な考え方は、以下のとおりとする。

なお、モニタリング方法、内容等については、特定事業契約において定める。

### ア 設計・建設段階

設計・建設段階において、本市は設計・工事監理を行い、建設JV等による業務が特定事業契約に基づき適切に履行されているか、また、設計内容及び工事内容が特定事業契約に定める要求水準等の条件を満たしているか、定期的及び随時に確認を行う。

確認の結果、設計内容及び工事内容が特定事業契約に定める要求水準等の条件を満たしていない等の場合、建設JV等は必要な改善措置を行うものとする。

#### イ 運営段階

運営段階において、本市は、SPCによる運営業務について、業務の内容が特定事業契約に定める要求水準等の条件を満たしているか、定期的及び随時に確認を行う。

また、SPCの経営状況、財務状況について定期的に報告を求め、確認を行う。

確認の結果、業務の成果が特定事業契約に定める要求水準等の条件を満たしていない等の場合は、SPCは必要な改善措置を行うものとし、本市は場合により一定のルールに基づく本市からのサービス対価の減額等の措置を行う。

具体的な内容を、添付資料2に示す。

#### ウ 事業期間終了時の措置

本市は、事業期間終了後も本施設を継続して利用する予定である。SPCは、事業期間終了時に本施設を本市の定める引継ぎ時における施設の要求水準を満足する状態で、本市に引継ぐものとする。

### 4 リスク管理の方針

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と事業者において当該リスクを最もよく管理できるものが分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を行えるものとするものである。この考え方にに基づき、リスクの負担者、負担方法を特定事業契約書（案）に示す。

### 5 保険

工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼした場合、建設企業が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するため、建設企業は組立保険又は建設工事保険及び第三者賠償保険等に加入することとする。

同様に、施設の運営に伴い第三者に損害を及ぼした場合、SPCが善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するため、SPCは、第三者賠償保険等に加入することとする。また、火災保険についても加入することとする。

### 6 事業期間中の事業者と本市の関わり

(1) 本事業は、事業者の責任において遂行されることとする。また、本市は、特定事業契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(2) 原則として、本市は、各契約の相手方に対して連絡等を行うこととするが、運営期間における災害や事故発生の緊急時等は、必要に応じて、本市と建設企業等の間で直接連絡調整を行うことができることとする。



## 第9 その他

### 1 必要事項等の追加

本入札説明書に定めることその他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、参加資格確認結果の通知前においては本市の公式 Web サイトにおいて公表する。適宜、本市の公式 Web サイトにおいて確認すること。

また、参加資格確認結果の通知後においては代表企業に通知する。

### 2 情報公開及び情報提供

情報提供は、適宜、本市の公式 Web サイト等を通じて行う。

## 添付資料1 事業者の収入について

### 1 本市が事業者を支払う対価

本事業において本市が事業者を支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成		対 象 業 務
本施設の整備及び老人福祉センターの解体・撤去に係る対価		①設計業務 ②建設業務 ③解体・撤去業務 ④その他上記項目の関連業務を含む
本施設の運営業務に係る対価	運営業務に係る対価A	①熱回収施設及びリサイクルセンターの運営業務 ②管理・啓発施設の補修業務 ③その他上記項目の関連業務を含む
	運営業務に係る対価B	①余熱利用施設の運営業務 ②その他上記項目の関連業務を含む

#### (1) 本施設の整備及び老人福祉センターの解体・撤去に係る対価

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
本施設の整備及び老人福祉センターの解体・撤去に係る対価	①設計業務費用 ②建設業務費用 ③解体・撤去業務費用 ④その他関連費用	■施設整備及び解体・撤去に係る対価 ＝ 左欄支払の対象となる費用の合計

#### (2) 本施設の運営業務に係る対価

##### ア 運営業務に係る対価A

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
委託料 a	■変動費 熱回収施設及びリサイクルセンターの運営業務に係る変動費	■各支払期の支払金額 ＝ 各支払期の処理量（実績値）× 提案単価（円/t） ※入札価格の算定に当たっては、 ＝ 各年度の処理量（計画値）× 提案単価（円/t） とする。 なお、各年度処理量（計画値）については、「要求水準書第I編 設計・建設編 2.2.3 計画ごみ量・ごみ質」を参照すること（熱回収施設の平成38年度～平成42年度の処理量（計画値）については、平成37年度の処理量（計画値）を用いて提案すること）。
委託料 b	■固定費（各年度平準化） 熱回収施設及びリサイクルセンターの運営業務に係る	■各支払期の支払金額 ＝ [左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（年4

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
	固定費（補修費除く）	回 × 15年）
委託料 c	<p>■補修費（運営期間を5期に分けて各期平準化） 熱回収施設、リサイクルセンター及び管理・啓発施設の運営業務に係る補修費</p>	<p>■補修費は、運営期間について、次の5期に分割して、各期の支払額を異なるものとするを認めるものとする。ただし、各期内の各回の支払額は同一の金額とする。</p> <p>第1期：平成28年度～平成30年度 第2期：平成31年度～平成33年度 第3期：平成34年度～平成36年度 第4期：平成37年度～平成39年度 第5期：平成40年度～平成42年度</p>

イ 運営業務に係る対価B

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
委託料 d	<p>■固定費（各年度平準化） 余熱利用施設の運営業務に係る固定費（補修費除く）</p>	<p>■各支払期の支払金額 ＝ [左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数（事業者提案を踏まえ決定する）</p>
委託料 e	<p>■補修費（運営期間を6期に分けて各期平準化） 余熱利用施設の運営業務に係る補修費</p>	<p>■補修費は、運営期間について、次の6期に分割して、各期の支払額を異なるものとするを認めるものとする。ただし、各期内の各回の支払額は同一の金額とする。</p> <p>第1期：施設供用開始年度～平成27年度 第2期：平成28年度～平成30年度 第3期：平成31年度～平成33年度 第4期：平成34年度～平成36年度 第5期：平成37年度～平成39年度 第6期：平成40年度～平成42年度</p>

なお、余熱利用施設の運営業務について、本市は、「要求水準書 第Ⅲ編 運営編（余熱利用施設）2.5」に示すとおり利用料金の免除を行うが、このうち、本市及び三芳町町在住の60歳以上の利用者で本市及び三芳町が発行する優待者証等を持参した者（以下「減免措置対象者」という。）に係る利用料金については、当該利用料金を余熱利用施設の運営期間にわたってSPCへ補填する。1日当たりの減免補填額は、次式に従いSPCへ支払うものとする。ただしその補填額は、1日当たりの減免措置対象者の利用者数について174人分を上限として補填するものとする。

1日当たりの減免補填額（円）＝

減免措置対象者1人当たりの減免料金（円）×減免措置対象者の利用者数（人/日）

## 2 本市が事業者を支払う対価の改定方法

委託料は、物価変動に基づき年一回改定するものとし、入札参加者が提案する金額に物価変動を勘案して定まる額とする。ただし、提案時からの物価変動が±1.5%以内の場合には改定しない。物価変動の判断に用いる指数としては、消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サービス」）とすることを原則とするが、当該指標以外を用いる必要がある場合は、落札者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して運営委託業務契約に定める。

## 3 その他の事業者の収入

### (1) 余熱利用施設の利用料金収入

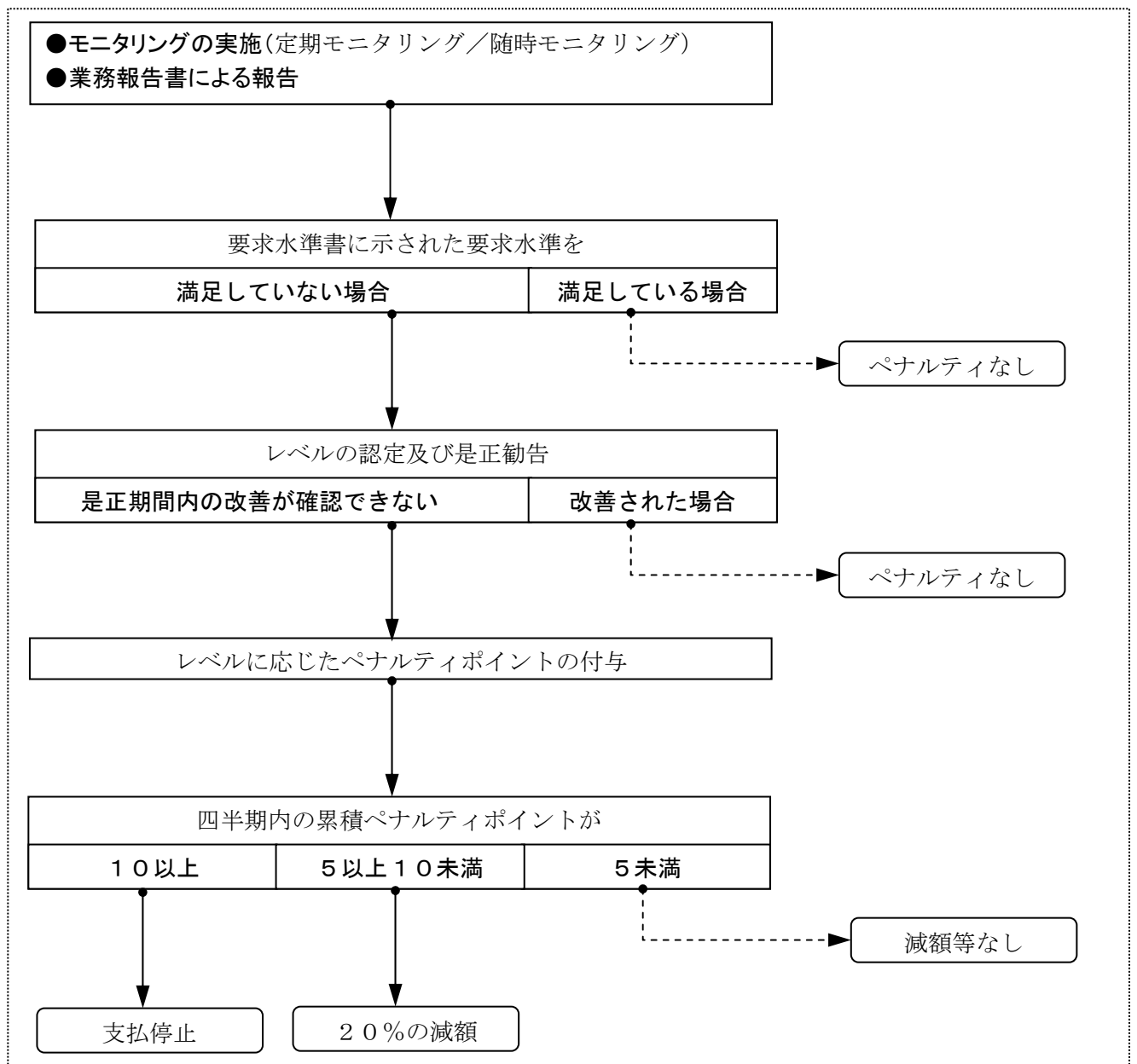
事業者が得られる余熱利用施設の利用料金収入については、見込むことが可能な額を想定して事業計画を立案することとする。

## 添付資料2 モニタリング実施要領等

### 1 モニタリングの実施要領

本市は、事業期間にわたり、運営の実施状況についてモニタリングし、契約に定められた業務を確実に遂行しているかについて確認する。

その結果、SPCの業務内容が基本契約、運營業務委託契約又は要求水準書若しくは事業者提案又は業務マニュアル等に示される運営に関する内容を満足していないと本市が判断した場合、以下のフローに示す手続き（四半期毎）により、是正勧告、委託料の減額等の措置をとるものとする。



## 2 委託料の減額方法

### (1) 減額等の対象

減額等の対象となる支払は、各四半期において本市が支払う委託料とする。

### (2) 減額等の措置を講じる事態

S P Cの責任により、基本契約、運営業務委託契約又は要求水準書若しくは事業者提案又は業務マニュアル等に示される運営に関する内容を履行していないことにより、以下に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

レベル1	是正しなければ、本施設の運営に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル2	是正しなければ、本施設の運営に比較的重大な影響を及ぼすことが想定される場合

### (3) 減額等の決定過程

ア レベル1又はレベル2の状態に陥っていることが、業務報告書又はモニタリング結果から明らかになった場合、本市は、その程度、緊急度等を勘案し、S P Cに相当な是正期間を提示する。

イ S P Cは、本市の提示する是正期間内にレベル1又はレベル2の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、本市の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントを付与する。

ウ 本市及びS P Cは、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

### (4) 委託料の減額の金額算定方法

ア ある四半期の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該四半期における業務遂行を支払の対象とする支払期日における委託料について、以下に規定される減額等の措置が実施されるものとする。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
5未満	減額等なし
5以上10未満	20%の減額
10以上	支払停止

イ アに従い実施される累積ペナルティポイントの加算は、四半期毎になされるものとし、複数の四半期にわたって改善されない同一の改善点についても、新しい四半期において

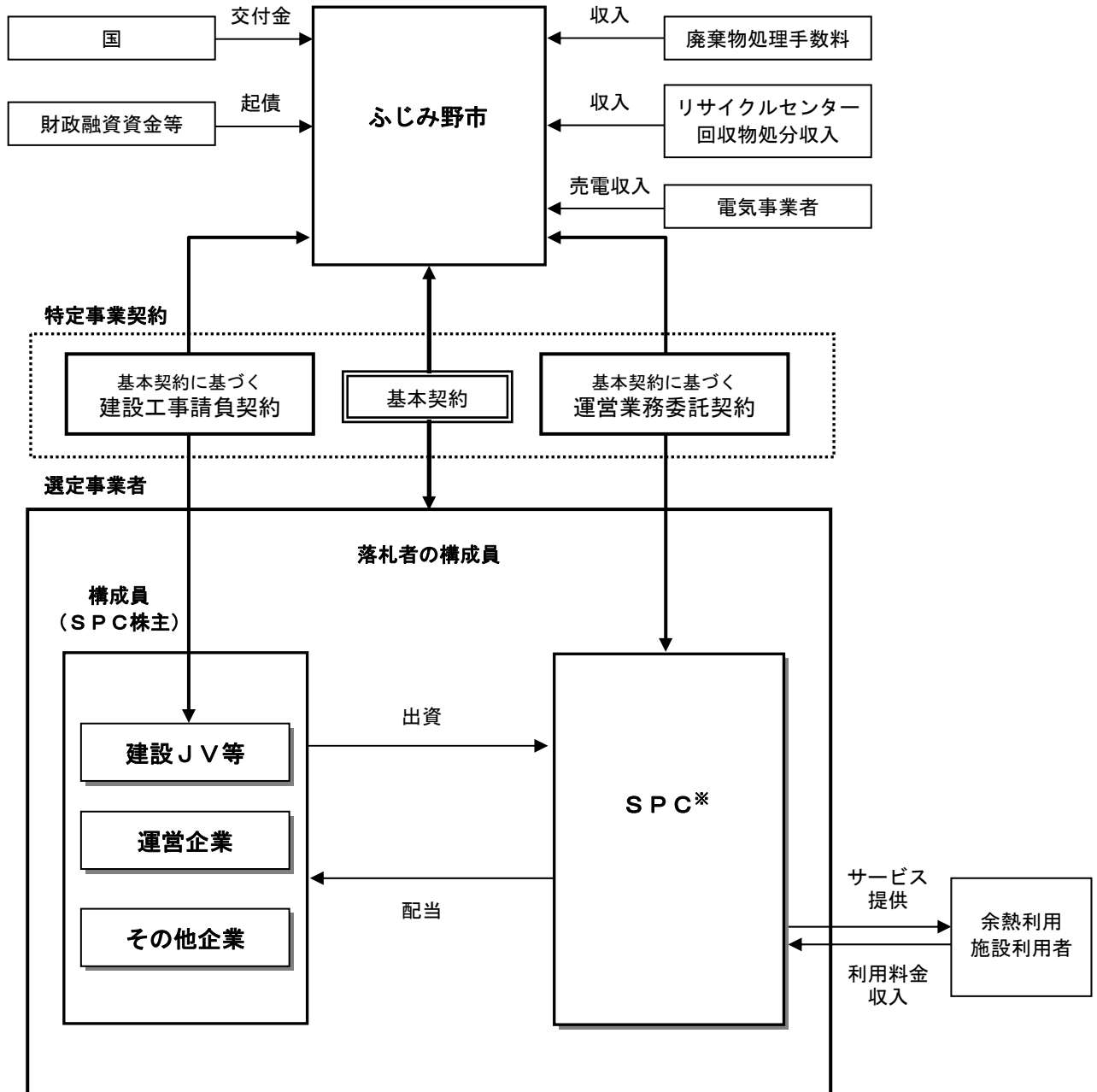
は、再び、0から加算されるものとする。

### 3 契約の解除

累積ペナルティポイントが10以上の場合、支払停止とする。また、翌期の委託料支払期間における累積ペナルティポイントが5以上であれば、契約を解除することができる。

添付資料3 事業スキーム図

事業スキーム図



※余熱利用施設の運営に当たっては、本市はSPCを指定管理者として指定する予定である。



## 別紙 1 入札説明書等に対する説明会及び現地見学会への参加申込書

別添、MS Excel ファイルをダウンロードして記入してください。

## 別紙 1 入札説明書等に対する説明会及び現地見学会への参加申込書

## 別紙 2 入札説明書等に関する質問

別添、MS Excel ファイルをダウンロードして記入してください。

- 別紙 2-1 入札説明書に関する質問書
- 別紙 2-2 要求水準書【第Ⅰ編 設計・建設編】に関する質問書
- 別紙 2-3 要求水準書【第Ⅱ編 運営編】に関する質問書
- 別紙 2-4 要求水準書【第Ⅲ編 運営編（余熱利用施設）】に関する質問書
- 別紙 2-5 落札者決定基準に関する質問書
- 別紙 2-6 様式集に関する質問書
- 別紙 2-7 基本協定書（案）に関する質問書
- 別紙 2-8 基本仮契約書（案）に関する質問書
- 別紙 2-9 建設工事請負仮契約書（案）に関する質問書
- 別紙 2-10 運営業務委託仮契約書（案）に関する質問書